

令和6年度住民税非課税世帯に対して給付金を支給します

支給額

1世帯当たり **3万円** + 18歳以下の子ども(※)1人当たり**2万円** (子ども加算)

※平成18年4月2日以降生まれ

対象世帯

次の①、②両方に該当する世帯

- ①令和6年12月13日(基準日)時点で、茂原市に住民登録のある世帯
- ②世帯の全員が、令和6年度住民税均等割非課税である世帯

《対象外の世帯》

- ・住民税均等割課税者がいる世帯
- ・未申告者がいる世帯
- ・住民税均等割課税者に扶養されている者(扶養親族)のみで構成される世帯
- ・租税条約により住民税が免除される者がいる世帯

申請手続き

対象となり得る世帯には次のいずれかの通知が届きます。

・給付金に関するお知らせ(はがき)

原則、申請手続きは必要ありません。はがきに記載された口座に振り込みます。

・確認書(封筒)

「令和6年度住民税非課税世帯給付金支給要件確認書」の提出が必要です。

・給付金に関するご案内(封筒)(令和6年1月2日～12月13日までに茂原市へ転入した人がいる世帯)

対象世帯である場合は、「令和6年度住民税非課税世帯給付金申請書」の提出が必要です。

申請期限

5月21日(※)当日消印有効



◀ 令和6年度住民税非課税世帯給付金申請書

※いずれの通知も、令和7年3月17日時点の情報を基に送付しています。

問合せ 茂原市令和6年度住民税非課税世帯給付金事務局 8時30分～17時15分(土日・休日除く)
コールセンター：☎0120-390-585 (4月1日開設) 窓口：市役所9階 (4月8日開設)

人生100年時代 いつまでも元気でいるために、今からフレイル予防

フレイルとは、年を重ねて心身の活力(筋力・認知機能・社会とのつながりなど)が低下した状態のことです。フレイルチェックで自分の健康状態を知り、フレイル予防のための3つの柱(身体活動・栄養・社会参加)を意識した生活を送りましょう。

フレイルチェックを開催します

日程	時間	場所
4月18日(金)	13時30分～15時45分	本納公民館2階多目的ホール
5月15日(木)		五郷福祉センター
6月11日(水)		東郷福祉センター
10月10日(金)、20日(月)		市役所市民室

- ◆内 容 ・フレイルに関する質問票への回答(お口の元気度、人とのつながり、社会参加)
・体の測定(滑舌・片足立ち上がり・握力・ふくらはぎ周囲長・手足の筋肉量)と結果説明

- ◆対 象 60歳以上の市内在住者

- ◆定 員 各回15人(申込順) ◆申込方法 電話・FAX・メールにて

申込み・問合せ 高齢者支援課 地域包括支援室(2階)

✉houkatu@city.mobara.chiba.jp ☎(20)1583 FAX (20)1610